



2024年度
第十八回全日本高校模擬国連大会・本大会
議題解説書
(Background Guide)

【議場】 国際連合総会第一委員会

【議題】 Youth for Disarmament, Non-Proliferation and Peace

目次

会議監督より	3
はじめに	4
議題解説書の位置付け	4
議題解説書の構成と読み方	4
表記について	5
第一章 会議設計	6
議場設定	6
議題説明	6
第二章 議題解説	7
議題背景	7
議論の始まり	12
議論の発展	14
総会における議論	17
事務総長による報告書	19
第三章 これまでの取り組み	21
国連機関によるプロジェクト	21
各国におけるプロジェクト実施例	23
実施のガイドラインと課題	25
第四章 論点解説	27
論点1：軍縮・不拡散・平和構築に向けた若者の教育	27
論点2：紛争解決、平和構築における若者のインクルージョン	30
アウトオブアジェンダ	31
第五章 会議準備の手引き	32
Further Research	32
国益・政策を考えるにあたって	32
参考文献	34

会議監督より

「あなたは『若者』ですか？」と問われたとしたら、皆さんならどう答えるでしょうか。人によっては自分をまだ「子ども」だと考えるでしょうし、「若者」だと考える人もいるはずですが、もう「大人」だと考えている方もいるかもしれません。世間はしばしば「若者」という言葉を使いますが、みなさんそれぞれの認識が異なるように「若者」の定義は明確でなく、国連においても若者 (Youth) の定義はいくつかの解釈に分かれています。

それでも、みなさんは現在または将来には「若者」であるのです。現在の世界を動かしている大人たちが皆、かつて若者であったように、「若者」はいずれ「大人」になり国際社会の主要な構成員になっていくはずですが、世界各地で生じる有形無形の対立は、若者の活躍を妨げるばかりかその生存すらも危うくしています。皆さんが本書を手にとっての間にも生命が危険に晒され、命を失っている若者がいます。そうであるならば、国際社会の行動は果たして十分でしょうか？国際社会は、我々若者のことを考えているのでしょうか？

この会議に臨むにあたって、二つのことを意識してほしいと思います。第一に、繰り返し述べてきたように、模擬国連は理想の姿をした空想を振りかざすための場でも、これまでの歴史を無批判になぞる演劇の舞台でもありません。参加者の皆さんには、理想と現実の狭間で限界まで解決の途を探り、国際社会を前進させようとする揺るぎない信念とその実践を求めます。そして第二に、自分でないほかの「若者」を理解しようという姿勢を忘れないことです。顔の見えない誰かについて考え抜くことは空虚なことだともうかもしれません。しかし、他者へ真剣に思いを巡らせ、他者のために行動するからこそ、真に価値ある国際の協力ができるはずです。我々はこの問題の当事者であり、そして問題を批判する側でもあります。

私もまた若者の一人でありますから、皆さんに対して「大人にはない独自の感性で～」といった常套句を吐くつもりはありません。皆さんに求めるのは自分ではないほかの「若者」の姿を克明に見つめ、そして彼の、彼女のためにたゆまず考え抜くことです。それが意味するのは、自分のために自分を見つめ直すことでもあり、そうしてはじめて、我々は現在の「大人」ではたどり着けない、現実の一步先を行くことができるはずです。

会議への参加には多くの困難と苦しみが伴うでしょう。そのような難題に挑む皆さんを私は心から尊敬しています。18回目の全日本高校模擬国連大会・本大会の舞台において、ひたむきに議論・交渉を重ねる皆さんの姿に、同じ「若者」として期待しています。

総会議監督 大野秀征

はじめに

0.1 議題解説書の位置付け

今会議において、議題解説書は皆さんにとって公平な会議への準備のための導入的な役割を果たすことを期待している。そのため、本書は会議への準備・参加にあたって必須と思われる基本的な概念と関連する事項を記したにすぎず、各国・各機関個別の立場や見解については、特に必要な場合を除き触れていない。そのため、各国の大使として準備を進めるにあたっては、本書の内容を会議準備の前提知識として理解した上で、担当する国がどのような状況・スタンス・国益・外交関係を有しているのかについて調べ、考察を深めてほしい。

今会議の議題へ向き合うには、会議準備においては非常に多くの一次資料に立ち返ることが大切である。それは多くの場合国連文書となるが、総会の文書にのみ触ればよいということではない。実際には、関連する議題を取り扱う多くの機関の膨大な文書に触れる必要がある。また、それぞれの国の状況などについては、国連文書の中では、十分に示されていない場合もあるから、そのような場合には別途資料を探し、考察する必要もあるだろう。

このように膨大な情報に触れ、その上で必要な情報を取捨選択することが求められているため、本書ではこれまでの議題解説書よりも一段と元の資料に多く触れ、脚注や参考文献等に記載している。

ただ、何よりも大事なのはこれほど膨大な情報の海に飛び込もうとする時に、泳ぐことを忘れて溺れてしまわないことである。皆さんがこの会議に充てられる時間には限界があるし、我々が考えられることにも限界がある。そのため、情報をいかに効率よく集めるかということと同じぐらい、集めた情報をいかに上手に使いこなすかということも重要なのだ。根拠のない考察は空虚であるが、考察を伴わない情報の集合もまた、それ以上の意味を持たない。

以上のことに留意した上で、皆さんには本書を余すところなく使いたおしてほしい。

0.2 議題解説書の構成と読み方

この議題解説書は、本章と参考文献を除き5つの章から構成されている。第一章で会議設計について概説したのち、第二章では議題とその背景にあるいくつかの概念について解説し、第三章では議題についての国際社会のこれまでの取り組みを記載した。これらを受けて、第四章では今会議の論点について、どのような点が課題であり、どのような方向性の議論をおこなうべきか基本的な解説を加えている。また、最終の第五章には、議題解説書を一読した後に向き合うべき問い、さらに会議準備における基礎的な考え方・方針を掲載した。

なお、この議題解説書に記されている内容はいずれも会議の準備と参加にあたり必要不可欠であるため、まずは第一章から順に通読することをおすすめする。特に第一章については

これまで社会科や総合的な学習（探究）の時間、または課外活動や自主学習において触れてきた内容と一致する部分があるかもしれないが、自身の理解が適切であるかどうかの確認の意味も込めて、誰しもが読むべき内容だと確信している。

また、より完璧に近い情報の収集を試みようとする時、我々は全体を通読する前に、それぞれの章・節における細かな脚注や参考文献にあたろうとすることがあるが、少なくとも本書においてそれはおすすめしない。本書を順に通読し、それでも理解が浅いと感じた部分については何度でも立ち返り、あるいは関連する資料にもあたるのがよいだろう。

なお、上記はあくまでも執筆者が推奨する本書の読み方であるから、最終的に本書をどのように扱うかについては、皆さんの自主的な考えに一任されている。

0.3 表記について

国・地域の名称について、日本語の表記は 2024 年 9 月現在の外務省の表記に倣うこととする。また、人物・国・地域の名称については、アメリカを「米」、ロシアを「露」など、慣習的な略称を用いることがある。

第一章 会議設計

1.1 議場設定

議場：国際連合第80期総会第一委員会

議題：Youth for Disarmament, Non-Proliferation and Peace（若者と軍縮、不拡散と平和¹）

論点1：軍縮・不拡散・平和構築に向けた若者の教育

論点2：紛争解決、平和構築における若者のインクルージョン

開催日時：2025年9月23日以降の第80期総会におけるいずれかの日程または期間²

会議当日の使用可能情報：2024年11月15日までの情報³

Position and Policy Paper (PPP) における使用可能情報：2024年10月10日までの情報

1.2 議題説明

今回の議場は国際連合の総会である。議題は前述の通りであるが、実はこの議題は実際の国連総会において議論されたことのあるものではない。正確にはこれに類する議題、例えば“*Youth, disarmament and non-proliferation*”などは国連総会の議題として採択・議論されたことがある⁴ものの、全く同じ議題は実際には存在しない、いわゆる「架空会議」であることに注意していただきたい。

また、会議の設定日時は2025年の国連総会第80会期と未来に行われる会議として取り扱うため、使用可能情報と開催日時までにはおよそ10ヶ月の差があるが、これは今会議における参加者間の平等性ならびに選考的側面における公平性を担保するための措置であって、使用可能情報の期限以後の出来事に関して推定という形で言及することを妨げるものではない。

¹この議題については確定的な和訳が現在まで存在していないため、便宜上議題名和訳を付したが、正式な議題名は前掲の英語版として認識いただきたい。

²国際連合総会が公開した情報(A/INF/77/1 <https://digitallibrary.un.org/record/3958441?lv=pdf>)より、2025年度の一般討議の開始以後とする。

³この日付が意味するのは、今会議開催日の前日までの情報が会議においては使用可能であるということである。

⁴採択・議論の一例として、国連総会における当該議題についての事務総長報告書 (A/78/164 <https://digitallibrary.un.org/record/4018305?v=pdf>) をあげておく。

第二章 議題解説

本章では、本議題の議論変遷の概要を示す。本議題は参加者の皆さんにとって馴染みのない議題であること、また本議題に関する二次資料はあまり多くないことから、本章を丁寧に読み進め、十分理解をした上でリサーチを進めることをおすすめする。

2.1 議題背景

本節では本議題の概要とその議論背景を示す。本節を通して議題の全体像を理解した上で第二節以降の各重要決議の解説を読み進めてほしい。

軍縮・不拡散

まずは、本議題名にある軍縮と不拡散、そして平和構築の概念を本議題との関連性から説明する。外務省の説明によれば、軍縮（軍事縮小）とは「国際的な合意の下で特定の軍備の縮小又は兵器の削減を行い、さらにはそれを廃絶すること」を意味し、不拡散とは、「国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐこと」を意味する⁵。

軍縮は今会議の議場でもある国連総会の第一委員会を中心に国連及び多くの国際会議の場で議論され、国際社会の平和と安全のための主要な手段として考えられている。冷戦末期には特に議論が発展し、主に核兵器等の軍縮に関する条約が作成されるなど、国際的に軍縮のムードが広がっていった。特に核軍縮に関しては、国家間の交渉だけでなく、市民団体による貢献が大きいことは注目に値する。例えば、2017年にノーベル平和賞を受賞した核兵器委廃絶国際キャンペーン (International Campaign to Abolish Nuclear Weapons: ICAN) などのもその一つである。

また、1960年代以降テロリズムという言葉が認知されていく中で、非国家主体の手に大量破壊兵器やその開発技術が渡る懸念も高まり、不拡散に関する取り組みも広がった。

2001年に起きたアメリカ同時多発テロ（以降9.11）は、国際社会が上述の懸念を再確認する最たる契機であったと言えよう。テロ防止に関する議論が再活性化し、核テロリズム防止条約⁶や包括的国際テロ防止条約⁷の採択に向けて国連を中心に活発な議論が行われた。

この文脈において、9.11を機に国際社会がテロの防止方法を模索する中で、若者とテロの関連性が重視されるようになった。特に1990年代以降頻発した宗教的過激主義団体による

⁵ 外務省. (2023). 「軍縮・不拡散と我が国の取組（概観）」 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku/torikumi.html>)

⁶ 2005年に採択された。 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_14.pdf)

⁷ 未だ採択には至っていない。

テロに若者がリクルートされ、そしてそのリクルートが、21世紀に大きな発展を遂げたインターネットによりさらに活発になり、多くの若者が過激主義に傾倒している現状が国際社会で認識され始めた。

このような国際情勢を受け、2015年に国連安保理はYouth, Peace and Security: YPSという議題で決議案2250⁸を採択した。同決議案は、Participation, Protection, Prevention, Partnerships, and Disengagement & reintegrationを5つの柱とし、若者が意思決定に参加し、平和構築のためのプロセスに適切に参加できるメカニズムの必要性を主張した。また、国連総会においても議論が始まった。本大会の議題であるYouth, disarmament, and non-proliferationや、Sustaining Peace等のアジェンダにおいてこの問題は議論され始めている。

ここで、今会議の関連議題及び重要決議に関してまとめておく。アウトオブアジェンダも含まれることに留意されたいが、本議題の重要テーマや議論変遷を理解する上で参考になるだろう。

関連アジェンダと重要決議



図1 総会・安全保障理事会・ユネスコにおける関連アジェンダと重要決議⁹

平和

次に触れるのは平和についてである。以下では先に平和を二つの側面から捉える概念に触れ、次にそれに基礎をおく平和構築の概念を解説する。

⁸ S/RES/2250 (<https://digitallibrary.un.org/record/814032?v=pdf>)

⁹ 図1内に記載の決議・勧告・報告書等から著者作成。なお、総会・安保理の決議については本章後段を、ユネスコの議論については第四章を参照されたい。

実は「平和」には、これを二つの異なる側面から捉えた概念が提唱されているのはご存知だろうか。ここでは、この議題において重要な概念である「平和」について、二つの側面「積極的平和」と「消極的平和」を紹介する。これらの概念は、ノルウェーの平和学者ヨハン・ガルトゥング(Johan Galtung)が提唱した概念である。

1. 消極的平和 (Negative Peace)

消極的平和とは、戦争や暴力の不在を指す。これは、直接的な暴力や戦闘行為がない状態を意味しており、例えば停戦や紛争の終結といった状況を示している。しかし、これは平和の「消極的」な側面であり、社会に根付いた不正義や不平等、抑圧が依然として存在する可能性がある。

消極的平和に対応する直近の国連の活動においては、国際連合南スーダン派遣団 (United Nations Mission in South Sudan: UNMISS¹⁰) が挙げられる。これは、スーダンから分離独立した南スーダン領域内における文民の保護・和平合意の締結と履行確保などを目的に据え、国連による和平確保が現在も行われている。

2. 積極的平和 (Positive Peace)

積極的平和は、ただ暴力がないだけでなく、社会の構造的な問題¹¹が解決され、人々が持続可能な共存と福祉を享受できる状態を指している。積極的平和では、貧困、不平等、人権侵害といった根本的な原因に対処し、公正で包摂的な社会を目指すことが重視される。

国連の活動になぞらえると、平和維持活動 (United Nations Peacekeeping Operations: PKO) の中でも「安定化」に焦点を当てたミッションなどはこの「積極的平和」の確立を目指すものである。例えば、2004年から始まった国連ハイチ安定化ミッション (United Nations Stabilization Mission in Haiti: MINUSTAH) 等はその目的に「政治プロセス支援 (地方選挙、議会選挙及び大統領選挙に関する支援等)」「人権 (女性や児童の人権擁護に関し暫定政府や人権団体との協力、帰還民・避難民の人権状況を監督するため国連難民高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Refugees: UNHCR) と協力等)」を含んでいることからして、積極的平和の推進という側面が大きい。

このように、平和は「消極的平和」「積極的平和」という2つの側面から捉えることが可能であるから、それぞれの「平和」がめざすのはどのような平和であるのか、という問いを投げかけながら考えを進めることができるだろう。

3. 平和構築

¹⁰ 第三章二節も参照されたい。

¹¹ ガルトゥングによれば、これは「構造的暴力」と呼べるものである。詳しくはJ.ガルトゥング・藤田明史編著.(2003).『ガルトゥング平和学入門』.法律文化社. 117頁-118頁を参照のこと。

平和に向けた取り組みは、軍縮・不拡散のみではない。平和構築 (Peacebuilding) もまた、紛争からの回復の過程で重要視されている概念である。この言葉が一般に認識されるようになったのは、1992年に当時の国連事務総長ブトロス・ブトロス＝ガリが発表した報告書「平和への課題」¹²においてである。本報告書では、この報告では、「紛争の再発を回避するために平和を強固にし、強化する構造を見出し、支援する活動」として「紛争後の平和構築 (post-conflict peace-building)」が定義された。なお、その後は同氏による1995年の「平和への課題=続編」¹³、そして2000年に「国連平和活動に関する委員会」が提出した報告書¹⁴においても、平和構築の重要性は強調されることになる。

しかし、同時期に国連のシステム内では、平和構築についてのマンデートに関する解釈が衝突し、複数の機関が独自のアプローチで平和構築への参与を試みていた。そのため2005年には、当時の事務総長コフィー・アナンがこれら諸機関の権限関係を調整するべく、国際連合平和構築委員会 (United Nations Peacebuilding Commission: PBC) が設立され、現在も活動している。

また、日本語でアクセス可能な国連による平和構築に対する解説および見解として、国連広報センターによる「平和構築」のページを挙げておく。

国連にとって、平和の構築には、紛争管理のあらゆるレベルにおいて国家の能力を強化することによって暴力的な紛争の危機を削減し、持続可能な平和と開発のための基礎を築くことを目標とした広範にわたる措置が含まれる。国連が力を入れていることは、暴力的紛争に導く恐れのある要因を克服できるように国家の能力を高めることである。平和構築の正確な性質は異なる状況によって変わってくるものの、一般に強調されていることは、身の安全と安全保障、司法、公共行政を強化し、対話と和解を支援し、基本サービスを提供し、経済の再活性化を図ることである。平和構築には総会、安全保障理事会、経済社会理事会、それに国連システムの幅広い機関や事務所による行動が含まれる。現地での活動、専門機関、国際金融機関なども含まれる。政治的かつ平和構築ミッションには三つのタイプがある。すなわち、現地ベースのミッション、特別使節、安全保障理事会の制裁パネルおよび監視グループである。¹⁵

この記述からもわかるように、平和の構築は消極的平和、すなわち単に武力の行使がない状態をめざすものではなく、その先の積極的平和、ひいては永続的な平和の確立を目指すものである。

¹² [ST/]DPI/1247 An agenda for peace (<https://digitallibrary.un.org/record/145749?v=pdf>)

¹³ A/50/60, S/1995/1 (<https://digitallibrary.un.org/record/168325?v=pdf>) 総会と安保理に同一内容のレポートが提出された。

¹⁴ A/55/305, S/2000/809 (<https://digitallibrary.un.org/record/420963?v=pdf>) 前掲注(12)同様、総会と安保理に提出されたレポートである。なお、委員会議長(当時)の名前から、一般に「ブラヒミ・レポート」と呼ばれる。

¹⁵ 国際連合広報センター, (n.d.). 「平和構築」. (https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/peacebuilding/)

若者の定義

上述のように国際情勢の変遷を受け、若者と軍縮、不拡散に関する議論は近年活発に行われている。しかしながら、国連において「若者」に関する一致した定義は存在しない。

国連総会においては、A/36/215¹⁶において若者の定義は15歳から24歳であることが確認されている。一方、本議題における重要決議である安保理決議2250の前文では次のように示されている。

Noting that the term youth is defined in the context of this resolution as persons of the age of 18-29 years old, and further noting the variations of definition of the term that may exist on the national and international levels, including the definition of youth in the General Assembly resolutions A/RES/50/81 and A/RES/56/117

若者の年齢による定義は各国際機関、地域、国によって異なるため、今会議においても安保理決議2250の前文に則り議論していただく。政策によっては主なターゲット層に若干の差異が生じる可能性もあるだろう。参加者の皆さんには、様々な定義があることを認識したうえで、それらを包括する政策立案に臨んでほしい。

コラム Sustaining Peace

ここでは、上記の図で示されているSustaining Peace (持続的平和)のアジェンダに関して解説を加える。

持続的平和に関する議論は、2015年から開始された。2015年に総会及び安保理に提出された“Challenge of sustaining peace: Report of the Advisory Group of Experts on the Review of the UN’s Peacebuilding Architecture¹⁷”において、Sustaining Peace (持続的な平和)という新たな平和の概念が打ち出された。持続的平和は、紛争解決だけでなく紛争の予防にも焦点を当てたより広範な定義の平和を指す。持続的平和の達成のためには、(1)平和と安全保障、人権と開発の統合、(2)女性や若者のインクルージョン、(3)紛争の根本原因への対処が必要であると指摘された。

コラム WPSとYPS

同様に、上記の図にあるWomen, Peace and Security: WPSに関しても解説を加える。WPSは2000年の安保理決議1325¹⁸を初の決議とするアジェンダであり、紛争解決や平和構築における女性の役割を再確認し、全てのステークホルダーに対し、女性の参加や女性の

¹⁶ A/36/215 (<https://digitallibrary.un.org/record/21539?v=pdf>)

¹⁷ A/69/968, S/2015/490 (<https://digitallibrary.un.org/record/798480?v=pdf>) 前掲注(12) 同様。

¹⁸ S/RES/1325 (<https://digitallibrary.un.org/record/426075?v=pdf>)

視点を組み込むこと、また、紛争時におけるジェンダーに基づく暴力から女性を保護することを要求している。

WPSの議論は、1990年代以降国際社会において認知が広がったジェンダー主流化の議論に大きく影響を受けたと考えられる。1985年のナイロビ世界女性大会においてはじめて提唱され、1995年の北京宣言¹⁹において明確化されたジェンダー主流化の考え²⁰は、開発や平和構築など、国連の様々な分野において実行に移され、世界的な潮流となった。この潮流は紛争解決及び平和構築の分野にも及び、また1970年代から発展した女性の人権に関する議論²¹も影響し、WPSアジェンダの創出につながったと考えられる。

WPSとYPSは、相互補完的な関係であると捉えられている²²。どちらも特定の属性の人々のエンパワメントを促進している一方で、WPSは女性が直面する年齢とジェンダーによる二重差別を扱っている。また、YPSは、女性は伝統的に紛争の被害者であり、保護されるべき存在であるという従来の考えから脱却し、男女共に若者を紛争解決、平和構築の主体として扱っている。しかしながら、WPSは既に実施状況の監視・報告体制の整備が整っている一方で、YPSはまだ議論の発展段階にあり、それらの整備が未発達である。また、安保理、総会決議において各国による実施の必要性が強調されている一方で、実施のガイドラインなども存在していないことが課題として挙げられている。なお、今会議においてWPSに関する詳細な議論はアウトオブアジェンダとしているため注意してほしい。

2.2 議論の始まり

本節では、国連安全保障理事会決議2250について解説する。この決議は2015年12月9日に全会一致で採択され、若者、平和、安全に関する初の安保理決議として注目された。

背景

この決議が採択された背景として、多くの若者が紛争の影響を受けうる環境にいることから、彼らが紛争の最大の被害者である一方で平和構築や紛争解決に積極的に関与できる立場であるという認識や、そこから発展して永続的な平和構築において若者の適切な保護と利害関係者としての関与の両輪が揃っていることが必要であるという認識がされたということが

¹⁹United Nations. (1995). *Beijing Declaration and Platform for Action*. (<https://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/pdf/BDPfA%20E.pdf>)

²⁰A/52/3 (<https://digitallibrary.un.org/record/245497?v=pdf>)において、「あらゆる分野、あらゆるレベルでの法律、政策、プログラムを含む行動が女性と男性に与える影響を評価するプロセスを指し、女性と男性の懸念と経験を、あらゆる政治、経済、社会の領域における政策とプログラムの設計、実施、監視、評価に組み込むための戦略」を意味することが確認された。

²¹例えば、1979年に採択され、1981年に発効した女性差別撤廃条約などがある。

²²United Nations Department of Political and Peacebuilding Affairs. (2022). *Women Peace and Security (WPS) & Youth Peace and Security (YPS) Complementarities of the two agendas*. https://peacemaker.un.org/sites/default/files/document/files/2022/09/wps-yps-complementarities-final_0.pdf

あげられる。特にアラブの春やシリア内戦など若者がSNSを用いて運動を広めたり、平和的な抗議活動を主導し始め、そこから暴力的な紛争に転じる事例が各国代表の共通認識としてあったといえる。

概要

次に、本決議の内容を解説する。本決議では、「参加(Participation)、保護(Protection)、予防(Prevention)、パートナーシップ(Partnerships)、引き離しと社会復帰(Disengagement & reintegration)」の5本の柱を元に「青年・平和・安全保障」に関する提案がなされ、「次の段階 (Next Steps)」において本決議の履行を促進するために国際社会や各国政府がとるべき行動を示した部分である。各柱及び「次の段階 (Next Steps)」においてどのような内容が含まれているのかをひとつずつ解説する。

「参加(Participation)」は若者が平和構築、紛争解決、意思決定プロセスに積極的に参加する権利と重要性を強調している。特に「テロリズムに資する暴力的な過激主義に対抗する」ためや「紛争の予防と解決のため」の機関や制度における意思決定プロセスに青年を含む「方法を考慮する」こと、和平協定の交渉、実行において青年を阻害することが「全ての社会において持続可能な計和を構築することに有害であること」が認識された。

「保護(Protection)」は紛争や暴力から若者を保護し、特に女性や少女の権利を守ることを述べている。ここでは主に既存の国際法、条約を想起しているが、若者を特定の保護対象であると強調している点やジェンダーと若者の脆弱性の両方に焦点をあてている点²³は確信的であると言えよう。また、SNSやインターネットなどの新たな脅威に対する新しい保護の観点が含まれている点も注目に値する。これまでのWPSアジェンダにおける議論や2000年代以降の情勢を反映させた文言になっていると言えるだろう。

「予防(Prevention)」は若者が暴力や過激主義に巻き込まれるのを防ぐための教育や対策について言及している。主文10では異なる背景をもつ若者が認められ、社会に復帰できるための支援が提供される環境の促進が求められている。主文11では貧困や経済への不満が暴力的過激主義を生むということから、若者が経済的に自立できるように経済的な機会の提供が求められている。主文12は、政治の意思決定に関与する能力を多くの青年に授けるための平和教育や、問題の平和的解決のための教育を支援することを求めており、「参加(Participation)」にも繋がっている。

「パートナーシップ(Partnerships)」は若者、政府、国際機関、非政府機関 (Non-governmental Organizations: NGO) などが協力し、平和と安全を推進するために関係を強化することを述べており、他の柱を実行するための手段となっている。そのため、ほかの柱と比較し

²³ 前文で想起されているWPSを受けた主文であると考えられる。

てもより具体度の高い文言であると同時に、他の柱を総合し、本決議の包括的な基盤となっている。

「引き離しと社会復帰(Disengagement & reintegration)」は紛争や暴力に関与した若者を武装勢力や暴力から引き離し、社会に再統合することへの支援に関して述べている。「武装解除・動員解除・社会復帰(Disarmament, Demobilization, Reintegration : DDR)²⁴」の若者への適用について言及されている。また、社会復帰するために必要な支援として第17条では経済的な自立のための平和的な職業につくための教育・訓練、雇用機会・企業計画の提供・投資が求められている。

「次の段階(Next Steps)」では本決議の実行プロセスに関する提案が行われている。5つの柱は主に各国に対して決議を実行するための政策、施策を講じることを促しているのに対して、「次の段階(Next Steps)」は主に国連事務総長や国連の関連機関に対して各国の行動の進捗のモニタリング、報告を要求している。

影響

先述のとおり本決議は国連安保理において初めてYPSに関する問題に対して焦点をあてた決議である。本決議は若者が平和と安全に積極的な役割を果たすべき存在であるという国際社会の共通認識を文言化できた一方で、具体的な実施手段や、履行状況のモニタリング体制への言及、また、地域社会や地方自治体の取組みへの言及が不足していた。この問題認識が、第三節で解説する安保理決議2419の採択へと繋がっていったのである。

2.3 議論の発展

安保理決議2419

1. 概要

安保理決議2419²⁵は、国連安全保障理事会によるYPSに関する2つ目の決議であり、2018年に全会一致で採択された。この決議では、若者が平和協定の交渉や実施、紛争の予防において果たし得る積極的な役割について明記されている。この決議は、関係者に対して、若者の意見を考慮し、すべてのレベルで平和と意思決定プロセスへの平等かつ完全な参加を促進するよう求めている。さらにこの決議は、事務総長に対して、若者、平和、安全保障に関する

²⁴ 紛争の和平合意後に取り組みされる活動の一つであり、元戦闘員や武器を持つ市民の武装解除・動員解除を指す。これらを通じて治安を確保し、紛争後の復興・開発が促進される環境を整えることを目的としている。(参考：内閣府, (2012), 「第35回DDR (1) : 武装解除」 (https://www.cao.go.jp/pko/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article035.html))

²⁵ S/RES/2419 (<https://digitallibrary.un.org/record/1628896?v=pdf>)

決議2419（2018年）および2250（2015年）の実施に関する報告を2020年5月までに提出するよう求めている。

2. 主な合意事項

主な合意内容は以下の通りである。

・平和構築と安全保障のプロセスにおける若者のインクルージョン

本決議では、「紛争の予防と解決のプロセスへの若者の参加」及び「現地の、及び国際的な若者団体との協議の必要性」が訴えられている。また、「若者が平和、寛容、異文化・宗教間対話を促進する役割」が認識され、「紛争および紛争後の状況において若者のニーズと参加を考慮する」といった文言も盛り込まれている。これらの記述により、平和構築や安全保障に関して若者が果たす役割が再認識された。

・若者の保護

本決議は、紛争や暴力から若者を保護する重要性を強調している。主文では、「若者を含む民間人の人権尊重」や「人権保護を目的とした特別措置」、「犯罪についての調査と訴追」「武力紛争における若者の暴力からの保護、性暴力や人身売買を含みあらゆる形態の暴力の排除」などの必要性が明記されており、若者の人権保護の必要性が訴えられている。

・教育へのアクセスや雇用機会の拡大

若者が能力を高め平和維持活動に積極的に関与できるよう、教育や雇用の機会を拡大することの重要性も主張されている。具体的には、「教育機関をあらゆる暴力からの保護された空間として確保し、若者、とくに疎外された若者へのアクセスを確保するよう求める」、「若者が平和構築努力に積極的に貢献するための政策の創設の重要性を強調し、雇用機会、教育、起業家精神の促進などを支援する」などといった政策が盛り込まれている。

・報告や監視体制の強化

決議は、事務総長に対し、決議2419および2250の実施状況に関する報告を行うよう求めたほか、独立した進捗調査「The missing peace²⁶」を承認した。

安保理決議2535

1. 概要

²⁶ <https://unoy.org/downloads/the-missing-peace/>

安保理決議2535²⁷は、YPSに関する3番目の決議として、2020年に全会一致で可決された。紛争の予防と解決における若者の重要な役割を強調している。加えて、国連安保理決議2250（2015年）、2419（2018年）、2535（2020年）の実施への関与を強め、アジェンダを制度化し、若者の保護に関するガイダンスを策定するよう求めている。さらに同決議は、若者、平和、安全保障に関する定期報告を導入し、事務総長に対し、安全保障理事会に隔年で報告書を提出するよう要請している。

2. 主な合意内容

・平和プロセスにおける若者の役割の強化と拡大

本決議は、「特に紛争の防止とあらゆる段階における紛争の根本原因に取り組むことを通じて、平和構築と持続的平和への包括的アプローチの重要性を強調する」として、持続的平和議題における若者の中心的な役割を明示している。2018年の安保理決議2419では、平和プロセスにおける若者の参加について言及されていたが、これは正式に調停された平和プロセスのみに限定されていた。一方本決議では、「正義と和解、持続可能な平和、経済的繁栄に貢献する」という若者の役割が具体的に認識された。また、ポストコンフリクトの再建における若者の参加や、「平和、和解、リハビリテーション」の促進の役割も明記されている。決議では、人道的対応の実施の段階だけでなく、計画、設計、意思決定プロセスへも若者が関与することの重要性を強調している。

また本決議は、WPSとYPSの関連性を強調している。例えば前文では、「若者、特に若い女性が直面する課題、すべての形態の差別と暴力を永続させるジェンダー不平等を含む特定のリスクにさらされていることを認識」、「ジェンダー平等の推進と女性のエンパワーメントが、女性が平和プロセスのすべての段階で完全、平等、かつ効果的に参加するために重要であることを強調」「女性が紛争の防止と解決および平和構築において果たす重要な役割を再確認」、「女性の視点とニーズを考慮したポストコンフリクト戦略の再構築と実施における女性の役割を再確認」などと明記されている。

・若者のインクルージョン

本決議は、若者の包括性の重要性を強く主張しており、若い女性、国内避難民（Internally displaced persons: IDP）、難民、被害者などを含む包括性の枠組みの拡大を促進している。また本決議で、「若者の参加と能力を制限する構造的障壁」の存在が初めて明記されたことも、若者に大きな影響を与えた。

・人権保護

²⁷ S/RES/2535 (<https://digitallibrary.un.org/record/3872061?v=pdf>)

決議には、人権の視点から重要な文言が多く盛り込まれ、平和と正義および人権との強い関係を強調している。例えば決議の第2項では、人権の保護や平等な司法へのアクセス、法の支配、市民的および政治的空間の保護の重要性を強調し、暴力の扇動を強く非難している。

また本決議は、安保理決議2250の5つの柱のうちの1つである「保護」の概念を拡張し、若者の保護を加盟国に強く要請している。具体的には、「若者が、暴力防止活動を実施し、社会的結束を支援するために適切な支援と保護を提供する」ことや、「独立して不当な干渉なく作業を行えるような包括的で安全で支援的かつジェンダーに配慮した環境を促進」すること、「武力紛争の状況を含む状況での脅威、嫌がらせ、暴力に対して徹底的かつ公平に調査し、加害者が司法にかけられるようにする」ことなどを求めている。

・レジリエンスと平和構築のための教育

本決議では、「質の高い教育と経済的機会へのアクセス」が若者にとって重要であり、「持続可能な平和と和解に対する劇的な影響」が存在することを認識している。また、決議は「包括性を促進するための不十分な投資、特に質の高い教育を通じた投資」、特に若い女性に対する投資が不足していることにも特に注目し、「教育の権利と、その平和と安全の達成への貢献、さらに、普遍的で包括的な教育と訓練への投資が、若者の即時的かつ長期的な発展を確保するために国家が行う重要な政策投資であることを認識」し、「包括的で公平かつ質の高い正式および非正式教育へのアクセスが重要であることを再確認する」といった文言が盛り込まれている。決議の主文12では、教育機関をあらゆる形態の暴力から保護し、すべての若者、特に若い女性にとってアクセスのポイントとして保存することが特に強調されている。

・報告や監視体制の拡大

本決議は、YPSに関する政策が効果的に実施されるために報告体制を強化した。事務総長に対して、決議2250、2419、2535の実施に関する報告書を2年ごとに安全保障理事会へ提出するよう要求し、議論の継続を促している。

2.4 総会における議論

第二、三節で扱ったように、2015年以降安保理において議論され始めたYPSアジェンダは、2019年以降国連総会第一委員会においても若者と軍縮、不拡散のアジェンダで議論が始まった。本節では第78会期までの議論内容及び採択された3つの決議について説明する。

総会決議74/64²⁸

総会における本議題の初めての決議は、2019年12月12日に投票に付されることなく可決された²⁹。前文において決議73/59³⁰、決議73/46³¹を想起し、若者の参画の重要性を再確認している。

主文1,2は、加盟国、国際連合、関連専門機関、地域機関に対し、若者の参加機会の提供や参加の促進ための具体的な手段を提示及び実施を要求している。

主文4では事務総長に対し、若者の参加促進のための具体的措置を講じるよう求めている。しかしながら、その内容については具体化されていない。

主文5は加盟国に対し国連システム内外を問わず、若者との協調のための取り組みを継続するよう求めている。これは国連外においても若者の役割を尊重し協調していく重要性が、国際社会において認められたということを示すことにもつながるだろう。

また、最後の主文ではこの会議から2年後の第76会期において同じ議題を扱うことを決定している。

総会決議76/45³²

2021年12月6日に投票に付されることなく可決されたが、前回の決議から内容に大きな変更はなかった。変更点としては、主文5があげられる。ここでは若者の参画のため、従来の方法の奨励に加え、事務局長に対しデジタルプラットフォームの利用促進を要請している。この決議もまた、会議から2年後の第78会期において同じ議題を扱うことを決定した。

総会決議78/31³³

2023年12月4日に投票に付されることなく可決された。こちらも内容に大きな変更はなく、2年後の第80会期において同じ議題を扱うことを決定した。

このように三つの決議はそれぞれコンセンサスで採択されたが、内容に大きな差はない。総会における議論が本格化した2019年以降、継続的な議論が行われているものの実質的な議論が先送りにされる傾向が強く、議論が停滞していることが伺える。総会加盟国は若者のインクルージョンの重要性に関しては合意しているものの、決議の内容としてはかなり抽象

²⁸ A/RES/74/64 (<https://digitallibrary.un.org/record/3846744?v=pdf>)

²⁹ いわゆる「コンセンサス採択」である。

³⁰ A/RES/73/59 (<https://digitallibrary.un.org/record/1656018?v=pdf>)

³¹ A/RES/73/46 (<https://digitallibrary.un.org/record/1655647?v=pdf>)

³² A/RES/76/45 (<https://digitallibrary.un.org/record/3951436?v=pdf>)

³³ A/RES/78/31 (<https://digitallibrary.un.org/record/4030593?v=pdf>)

的であり、若者の参加率を上げるための具体的な政策に関しては決定していない点は注目に値するだろう。

2.5 事務総長による報告書

本節では、安保理決議2416の要請に基づき事務総長が隔年で発表しているYPSの実施状況に関する報告書を取り扱う。それぞれの報告書は若者のインクルージョンにおける課題を提示しているため、後の会議準備（政策立案）に役立ててほしい。

2020年報告書³⁴

これは安保理決議2250（2015）に従い、事務総長が発表した初の報告書である。本報告書は、青少年と平和及び安全に関する重要な課題を取り上げている。青少年が暴力的極端主義に巻き込まれるリスクや、平和構築や政策決定における若者の参加機会の不足が指摘されている。また、紛争や暴力、貧困が青少年のメンタルヘルスに悪影響を及ぼしている点も強調され、適切な心理的サポートの不足が指摘されている。紛争地域や貧困地域における教育と就労機会の不均衡・不足も問題視されている。さらに、デジタル空間におけるリスクも取り上げられ、青少年が誤情報にさらされている問題が指摘されている。

上述の課題に対処するために、青少年の意見を政策に反映させる制度の整備、メンタルヘルス支援の強化、教育機会の公平な提供、暴力的極端主義への予防策の実施、そしてデジタル技術の安全な利用を促進するための教育と規制の整備が必要であると結論付けている。本報告書は、決議2250の5つの柱である「参加」「保護」「予防」「パートナーシップ」「離脱と再統合」の分析に加え、YPSアジェンダの制度化、そして加盟国、安全保障理事会、国連、地域機関がYPSにどのように投資しなければならないかについて提言している。

2022年報告書³⁵

本報告書においても、2020年版同様、主な課題として、青少年が直面する暴力的極端主義、政策決定への不参加、メンタルヘルス問題、教育と就業の機会不平等、デジタル環境でのリスク等を挙げている。紛争地域や貧困地域では、教育やコミュニティのサポートが不十分であるため、青少年は過激派の影響を受けやすく、過激派グループにリクルートされやすい傾向にあると指摘している。特に、デジタル環境におけるリスクが注目され、青少年がインターネット上で暴力的なコンテンツを視聴する危険性や、その結果暴力主義に加担する可能性が指摘されている。また、青少年の意見を政策に反映させる仕組みが整っていないため、青少年が平和構築や政策決定に参加する機会が不足し、これが持続可能な平和の実現を妨げていると指摘している。

³⁴ S/2020/167 (<https://digitallibrary.un.org/record/3855975?v=pdf>)

³⁵ S/2022/220 (<https://digitallibrary.un.org/record/3966656?v=pdf>)

これらの問題点を踏まえ、本報告書は、青少年の意見を政策に反映させる仕組みの整備、青少年のメンタルヘルス支援の充実、教育機会の公平な提供、暴力的極端主義への対策、デジタル環境での安全対策の強化等が必要であると指摘している。

2024年報告書³⁶

本報告書は、2023年に開催されたSDGsサミット³⁷に言及し、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs) 達成のために不可欠である若者の意義ある政治参加にはいくつかの重大な課題が存在すると指摘している。まず、政治参加年齢を制限する法律・慣行や、政府による統治への不信感などによって、依然として若者の意思は政治的意思決定へ反映されにくくなっていること、また、武力紛争による若者への精神的ダメージは、SNSをはじめとしたデジタル世界の発展によりさらに高まっており、若者の積極的な参加に対しての障害となっていること、さらに、若者に関する統計的なデータの不足がYPSの実施状況を確認・分析するうえで大きな障害となっていることなどを指摘している。

報告書はまた、国際社会におけるこれらの問題に対する取り組みとして、若者の政治参加の促進するために、国連ユース・オフィス³⁸と民間企業の協働プログラムである「Be seen, be heard」キャンペーン³⁹などを通じて、若者の声が平和構築の過程を含む政治的な意思決定に反映しやすい環境づくりが進められていること、さらに、紛争やデジタル脅威による影響でメンタルヘルスが損なわれる若者を支援するために、心理的サポートが強化されている。世界保健機関 (World Health Organization: WHO) や国連人口基金 (United Nations Population Fund: UNFPA) は、心理的トラウマへの対応やメンタルヘルスの改善を目的としたプログラムを展開しているほか、市民社会のレベルでもトレーニングリソースの提供などが行われていることなどを例示した上で、有益な取り組みとして評価している。

報告書は最後に、これらを踏まえて、報告書は安保理、国連加盟国及び地域機関、国際連合それぞれに対して、若者の平和構築・意思決定プロセスへの参加促進、人権侵害からの若者の保護、「若者と平和」に関するデータ収集と個別の政策事例の共有、これらの制作に取り組むための資金とリソースの確保などを要求している。

³⁶ S/2024/207 (<https://digitallibrary.un.org/record/4042803?v=pdf>)

³⁷ 公式サイト (<https://www.un.org/en/conferences/SDGSummit2023>)

³⁸ Office of the United Nations Secretary-General's Envoy on Youth (詳しくは第三章第一節を参照)

³⁹ 公式サイト (<https://unis.unvienna.org/unis/en/campaigns/be-seen-be-heard.html>)

第三章 これまでの取り組み

本章では、本議題に関してこれまでに国際機関が主体となって取り組んできたプロジェクト等について、その概要を説明する。これまでどのようなターゲットに対し、どのような目的のプロジェクトが行われてきたのかを追うとともに、今後さらにどのようなプロジェクトが必要なのか考えながら読んでほしい。

3.1 国連機関によるプロジェクト

本節では、国連機関が主体となって行ってきた国際的なプロジェクトのうち、代表的な例を紹介する。

1. 国連ユース戦略

国連ユース戦略 (The UN Youth Strategy: Youth 2023) は、2018年に発表された国連システム全体の枠組みである。この枠組みは、持続可能で包摂的かつ平和な社会をグローバルに育む上で、若者が極めて重要な役割を担っていることや、政策立案や意思決定プロセスへの有意義な若者の関与を強化することの重要性を認めている。その上で、平和と安全保障、人権、持続可能な開発に関連し、人道活動を含むあらゆる状況において、国連システムが若者ととも若者のためにとる行動を導く包括的な枠組みとして機能することを目指している。2024年に発表した世界進捗報告書⁴⁰では、国連機関の85% (39のうち33) がYouth2030の目標達成にむけて進歩したと強調している⁴¹。

2. 国連軍縮部

国連軍縮部 (United Nations Office for Disarmament Affairs: UNODA) は、世界的な軍縮と兵器の拡散防止を促進する機関である。具体的には、軍縮達成を目的とした多国間努力の支援、通常兵器や自律兵器などの新興兵器技術の人的影響への対処、軍縮に関する情報提供、元戦闘員の武装解除と市民社会への再統合支援などを行う。2018年に、UNODAは「軍縮のためのアジェンダ」を発表し、科学技術の革新は紛争や破壊ではなく、人類の向上のために使用されるとした。また、地域機関の協力を促進し、女性の効果的な参加を確保する包括性を促進することも発表した。他にも、UNODAは韓国と連携し、2021年に「軍縮・不拡散に関する青少年フォーラム (Youth Forum on Disarmament and Non-Proliferation)」を開催している。当該フォーラムでは、青少年代表が参加し、軍縮・不拡散を世界的に

⁴⁰ United Nations. (2024). *Progress Report 2024*. (https://www.unyouth2030.com/_files/ugd/5c0fda_f245c3fe060345e9a60053edc99724d5.pdf)

⁴¹ United Nations. 前掲注(40). 20頁.

推進するための政策提言を盛り込んだ「軍縮・不拡散ソウル青年宣言」⁴²が採択された。宣言には、若者主導の軍縮イニシアティブの確立などが含まれている。

3. Youth4Disarmament

Youth4Disarmament⁴³は、主に若者への軍縮教育の促進を目的とし、UNODAが2019年に開始した軍縮イニシアティブである。Youth4Disarmamentは、多様な地域の若者と専門家を結びつけ、現在の国際安全保障上の課題や国連の活動、積極的な参加方法について学ぶことを目的としている。この活動において、若者は、大量破壊兵器や通常兵器の脅威、その拡散を減らすための意識を高め、変化をもたらすための新しいアプローチを発案する上で、重要な役割を担う者と位置付けられている。Youth4Disarmamentの例として、2023年10月からUNODAは、国連軍縮青年チャンピオンプログラム (UN Youth Champions for Disarmament: YC4D) を開始した。YC4Dは、若者が地域社会で軍縮を提唱する力を与えることを目的としており、128ヵ国1000人以上の応募者から選ばれた15人が軍縮、不拡散、軍備管理、持続可能な開発のための2030アジェンダについて学んでいる。さらに、2024年7月には地域青年フォーラムを開催し、アジア太平洋、アフリカとヨーロッパ、南北アメリカからの若者とのセッションが開かれた。フォーラムにはYC4Dの選出者が参加し、軍縮のための地域の優先事項と問題に地域社会を関与させるプロジェクトの発表などを実施している。

4. Youth-SWAP

Youth-SWAP (United Nations System-wide Action Plan on Youth) は、若者の発展に関連する国連全体の活動の一貫性と相乗効果を強化することを目的とした行動計画である。国連システム全体で青年問題に関する調整を強化することの重要性を示すため、2012年1月、当時の国連事務総長潘基文は5ヵ年行動計画の概要を示した。この計画では、今後5年間で国連が取り組むべき責務の重要な優先事項は、女性と若者とともに、また若者のために活動することであるとされている。この優先事項を達成するため、事務総長は具体的な行動として、Youth-SWAPの策定と実施、国連ボランティアの傘下での若者ボランティアプログラムの創設、事務総長への若者特使の任命などが行われた。Youth-SWAPは、「世界青年行動計画⁴⁴」に基づいており、各国連機関の特定の使命、専門知識、能力を活かし、国連全体の強みを結集し、共同プログラム作業を推進している。雇用と起業、権利の保護と推進、政治的包摂、包括的な性教育を含む教育、そして健康という5つのテーマ領域が設定されている。中でも、権利の保護と推進では、平和構築における若者の参加に関する指針について言及している。

5. 国連ユース・オフィス

⁴² United Nations Office for Disarmament Affairs. (2021). *Seoul Youth Declaration for Disarmament and Non-Proliferation*. (<https://front.un-arm.org/wp-content/uploads/2021/07/Youth-Forum-Seoul-Youth-Declaration-for-Disarmament-and-Non-Proliferation.pdf>)

⁴³ 公式HP (<https://youth4disarmament.org/>)

⁴⁴ 1995年に国連にて採択された政策の枠組みである。(<https://www.un.org/esa/socdev/unyin/documents/wpay2010.pdf>)

2022年9月に総会で採択された決議⁴⁵において、若者の声を国際連合システム全体でより体系的に統合することを目的とした国連ユースオフィス (UN Youth Office) の設立が決定された。UN Youth Officeは、Youth 2030を指針として、若者に関する事柄における協力、協調、説明責任の強化に向けた取り組みを主導し、国連が効果的かつ包摂的な形であらゆる多様な若者たちと協働できるように支援している。オフィスを統括するのは、事務総長によって任命された35歳未満の者とされており、実際、2023年12月に初代ユース担当事務次長補に就任したフェリペ・ポーリエ氏は現在32歳であり、国連史上最年少の上級職となった。

今後の課題

上記のように、これまで国連が主体となり、プラットフォームの創設やイベントの開催、プロジェクトの立ち上げなど様々な若者の参画を促す機会が作られている。しかし、これらの多くの活動が一時的なものであり、継続的な青年の平和構築参加の促進が欠けていることがしばしば指摘される。また、30歳未満の国会参加率は未だ2.8%と低い状況にある⁴⁶。このように、若者の継続的な平和構築の参加や政治参加は十分とはいえない。そのため、若者の更なる参画に向けた国家主体の更なる支援と政策が必要であると言えるだろう。

3.2 各国におけるプロジェクト実施例

ここではさらに具体的な事例を見ていこう。

1. マリの事例

まず、マリの事例から扱う。マリ共和国は1990年代初頭から、民主化が進み、かつてはアフリカで最も民主的な国のひとつにも数えられた。しかし、2011年に発生したリビア内戦⁴⁷の余波はマリにも及び、マリ北部にて武装勢力が独立を求めて反乱を起こし始めた。マリ政府軍はこの反乱を鎮圧することができず、また、隣国アルジェリアのイスラーム過激派勢力が混乱に乗じてマリ北部に入り込むことを許してしまったため、旧宗主国であるフランスに軍事介入を要請するに至った。

要請に応じたフランスはマリ北部の主要都市を取り戻し、安保理決議2100⁴⁸にて設立された国連マリ多元統合安定化ミッション (United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali: MINUSMA)⁴⁹に対して、マリにおける治安維持・回復を委任した。しかし、マリ周辺地域に逃げ込んだイスラーム過激派勢力はMINUSMAを対象とした激し

⁴⁵ A/RES/76/306 (<https://digitallibrary.un.org/record/3987020?v=pdf>)

⁴⁶ Inter-Parliamentary Union. (2023). *Youth Participation in National Parliaments: 2023*.

(<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2023-10/youth-participation-in-national-parliaments-2023>)

⁴⁷ カダフィ政権と反体制派との間に生じた紛争である。概要の理解には以下の国連のページが役立つだろう。

(https://www.un.org/ja/activities/peace_security/action_for_peace/africa/north_africa/)

⁴⁸ S/RES/2100 (<https://digitallibrary.un.org/record/748429?v=pdf>)

⁴⁹ マリに派遣されたPKO部隊である。2023年に活動を終了した。詳細はHP(<https://minusma.unmissions.org/en>)から確認できる。

いゲリラを繰り返し、多くの被害を及ぼした。また、フランスが軍事作戦を拡大したことがむしろ状況を悪化させ、マリ国内ではマリ政府やフランスへの不信感が募っていった。やがて、マリで軍事クーデターが起き、政権が交代すると、政府は次第にロシアの民間軍事会社ワグネルに傾倒し始めた。結果、関係が悪化したフランス軍、そして、多くの犠牲を出しながら治安回復や一般市民の保護の任務を果たせなかったMINUSMAは撤退した。

軍事クーデター以降、マリの治安は悪化の一途を辿り、フランス軍やMINUSMA撤退後の力の空白をめぐって、イスラーム過激派勢力の攻撃はエスカレートしている。MINUSMAは国連平和維持部隊史上三番目の規模と、史上最高額の費用投資を誇りながら、史上二番目に多い犠牲を出し、304名が亡くなった。

さて、ここからは国連がマリで実施した若者の参加を促進する取り組みについて扱う。

まず、MINUSMAは、マリにおける和平プロセスへの若者の関与を促すために、マリ全土の青少年市民社会団体の能力強化を進め「Peace Ambassadors」を設立した。この「Peace Ambassadors」となった若者は、マリの恒久的な平和の定着に向けた取り組みを強化する役割を担った。

また、国連地雷対策サービス部 (United Nations Mine Action Service: UNMAS) は、マリのコミュニティにおける地雷のリスク教育や被害者支援といった、治安の安定化を目指す活動を支援する中で、活動への若者の積極的な参加を促している。

2. 南スーダンの事例

次に、南スーダンの事例を紹介する。スーダンは1983年以降、スーダン政府と反政府勢力の間で20年以上戦闘が続いていた。しかし、2005年に政府側が南部スーダンにおける一定の自治権を認めることが盛り込まれた南北包括和平合意が両者間で合意された。そして、同年にはこの和平合意の履行支援を任務とする国連スーダンミッション (United Nations Mission in Sudan: UNMIS) が安保理決議1590⁵⁰に基づいて設立された。2011年には、和平合意履行の一環として南部スーダンの分離・独立を問う住民投票が実施され、約99%が分離を支持するという結果となった。スーダン政府もこれを受け入れ、南部スーダンの独立が認められたことで、南スーダン共和国が誕生した。これに伴い、国連安保理は新たに、決議1996⁵¹を採択しUNMISSを設立した。

しかし、独立後もスーダンと南スーダンの間で戦闘が起きたほか、南スーダン共和国国内でも、南スーダン政府軍と反政府勢力との間でも武力を伴う衝突が発生し、民間人やUNMISS要員にも被害が出ている。これに対し、国連はUNMISS部隊を増強することに加え、活動の目的を平和構築や国家建設と機能強化から、文民の保護、人権保護、人道支援のための環境

⁵⁰ S/RES/1590 (<https://digitallibrary.un.org/record/544317?v=pdf>)

⁵¹ S/RES/1996 (<https://digitallibrary.un.org/record/706698?v=pdf>)

構築に変更することで対応した。その後もUNMISSのマンデートは延長され、活動は現在も続いている。

それでは、ここから国連が南スーダンで実施した若者の参加を促進する取り組みについて見ていく。

UNMISSは、2018年に南スーダンの首都ジュバに初の少年鑑別所を創設した。また、司法矯正局は赤十字国際委員会などと協力して少年鑑別所の回収と開設を支援し、若者の社会復帰を実現するための環境を整え、若者が暴力組織に参加することを防いでいる。

他にも、国連警察 (United Nations Police: UNPOL) は、UNDPや南スーダンの国内警察などと連携し、2018年にジュバで警察地域関係委員会を設立した。これは、若者たちが地域の治安問題について話し合い、実行可能な解決策を考えるためのプラットフォームとして提供した。ここで提案された解決策は、その地域を管轄する警察署が共同で実施することで、市民の声が地域の治安改善により反映される構造を作り出している。

3.3 実施のガイドラインと課題

上述のとおり、マリと南スーダンのどちらの例もPKOや国連機関が主体となって若者のインクルージョンの計画を実施していた。これまで解説したレポートや決議でも言及されていたように、若者のインクルージョンは最終的には国家主体の実施が必要であるが、その具体的な方針や政策に関しては未だ合意に至っていない。ガイドラインに関しては、YPSに取り組む国際団体等が独自に発表している。ここではその一例を提示するため、後述の論点解説と合わせて政策立案の参考にしてほしい。なお、今回の論点となる紛争解決・平和構築に特化したガイドラインではないこと、そして加盟国が合意したガイドラインではないことに留意されたい。

平和構築に関する研究機関であるSwissPeaceは、YPSの実施において以下の点を重視する必要性を主張している⁵²。

①能力開発

若者の能力開発には、情報へのアクセスや平和教育などが含まれている。これらの能力は、政治参加の基盤となる社会的スキルである。これは、制度や構造によって若者の社会参加を促進するのではなく、社会における若者の選択肢を増やすアプローチであると言えるだろう。

②対話活動

⁵² Dorothea Schiewer. (2024). *From Policy to Practice - Meaningful Youth Participation in Peacebuilding*. (<https://www.swisspeace.ch/assets/publications/Essentials/20240606-Essential-Youth-participation.pdf>)

異文化間での対話や、特定の政策・テーマに関する対話、そして、異なる集団に属する紛争当事者間の対話は、社会における多様性や多元性の醸成につながり、社会における各集団の結束を強め、平和構築に向けた対話の実現を促進するプロセスと言える。

③自己決定行動

若者が自身で活動を始め、計画、実施、監視、評価といった一連のプロセスを担う活動は、若者の参加を実現する中でも最もレベルの高いものとされている。若者が自身の暮らすコミュニティについて考え、解決策を提案することができる一方、若者の主体性に委ねることによるリスクも存在するだろう。

④政治的参加の促進

様々な形態の若者の参加メカニズムを指し、より制度的・構造的に参加を促したり、若者の意見を反映する場を設けたりするなどの活動を指す。

第四章 論点解説

4.1 論点1：軍縮・不拡散・平和構築に向けた若者の教育

本説では、軍縮、不拡散、平和構築に向けて国際社会が取り組んでいる若者への教育活動について若干の解説を加える。これらの概念に関連した教育は第二次世界大戦後から現代に至るまで、比較的長期にわたって国際社会が取り組んできた経緯があるが、現在においても広く国際的に効果的な教育を実施することができているとはいえない。この論点においては、これまで国際社会が取り組んできた教育活動の質をどのように上げるか、また、どのように普及・促進させるべきかについて議論してもらう。

「教育」の歴史的展開

第二章第一節において確認したように、軍縮・不拡散・平和構築という3つの概念は、主に「軍縮・不拡散」と「平和構築」という二つの概念に大別されて発展してきた。したがって、これらの諸概念についての教育もまた、歴史的に見て「軍縮・不拡散」に関するものと、「平和構築」に関するものという二つとして、それぞれ異なる国際機関において異なる発展を遂げてきた。本節冒頭においては、上記二つの教育について、過去から現代までの歴史的な展開を追うことにする。

軍縮・不拡散の教育

軍縮、不拡散のための教育は比較的長期にわたって行われてきたと言える。国連は1978年、第10回特別総会において軍縮をテーマに取り上げ⁵³、軍縮教育の緊急性を認識し、さらに最終文書では、政府、政府系および非政府系国際組織に対し、「あらゆるレベルで軍縮と平和研究の教育プログラムを開発するための措置を講じる」よう要請した。その後も1980年代、90年代を通して、継続した議論が総会においてなされてきた。

2000年に国連総会は決議55/33E⁵⁴において、国連事務総長に対して、政府専門家グループ(Group of Governmental Experts : GGE)の支援のもとに、軍縮・不拡散教育に関する調査を行うよう要請し、それを受けて2002年には調査報告書⁵⁵が総会第一委員会に提出される。報告書には若者の人口に対する軍縮と不拡散に関する教育と訓練を改善するための34の政策提言が含まれており、その提言には、学生向けの軍縮と不拡散に関する集中講座の開発や、加盟国が大学院生に奨学金を提供し資金を提供することを奨励し、軍縮と不拡散に関する研究がより学術的な観点から行われるようにすることなどが挙げられた。GGEはまた、軍縮

⁵³ A/S-10/20 (<https://front.un-arm.org/documents/library/A-S10-20.pdf>)

⁵⁴ A/RES/55/33[E] (<https://digitallibrary.un.org/record/427851?v=pdf>)

⁵⁵ A/57/124 (<https://digitallibrary.un.org/record/474908?v=pdf>)

と不拡散に関する教育が多面的なプロセスであり、学校や大学が参加する必要がある、子どもや若者、学生、教育者を対象とした教育ツールを開発する必要があると結論づけた。

その後、国連事務総長は勧告の実施結果を検討するべく、2年おきに報告書を提出している。最新の報告書は2024年7月の報告書⁵⁶であり、加盟国、国際機関、地域機関、非政府組織、学術機関が実施した様々な軍縮活動がまとめられている。

なお、2024年の未来サミットにおいては、成果文書である“Pact for the future”⁵⁷のなかで、軍縮・不拡散の教育についての直接的な言及は確認されなかった。

平和構築の教育

平和構築に関する教育については、国際社会においてユネスコ：国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO) が指導的な役割を果たしている。

ユネスコは1974年に「国際理解、協力、平和のための教育及び人権と基本的自由に関する教育に関する勧告」⁵⁸を採択した。この勧告は国際社会において教育を通じて平和や人権を推進することを目的としており、加盟国に対してその実施を求めている。内容として特筆すべきであるのは、教育の役割について、「教育は、個人の発達だけでなく、社会全体の平和と国際理解の推進に貢献すべきもの」であるとしたこと、さらに「各国は、教育政策を策定し、国際理解、協力、公正な平和、社会正義を促進するよう努めるべきである」としたことの二つが挙げられる。これらの勧告に基づいて、社会全体の平和と国際理解の推進に貢献するための教育について、各国が国内的な政策を行う必要性和、国家間の国際協力の必要性の二面が説かれることになった。

また、2023年11月、ユネスコは「国際理解、協力、平和のための教育および人権と基本的自由に関する教育に関する勧告」の改訂版⁵⁹を再び採択した。改訂されたこの勧告は、世界が直面する現代の課題に対応し、教育が果たすべき役割の再評価を試みている。特に、SDGsを背景に教育を通じて平和や人権、持続可能な開発を推進する重要性が強調され、教育が単に知識を伝えるだけでなく、平和、人権、グローバルな市民意識を育む場であることが強調された。それゆえ、教育とは学校教育のみを意味せず、すべての人に対して生涯にわたり提供されるべきであり、既存の形式にとらわれない学習や生涯学習の重要性が指摘されている。さらに、この勧告は、各国に対してこれらの理念を教育システムに取り入れるため

⁵⁶ A/79/114 (<https://digitallibrary.un.org/record/4055391?v=pdf>)

⁵⁷ A/RES/79/1 (<https://digitallibrary.un.org/record/4061879?v=pdf>)

⁵⁸ United Nations Educational Scientific and Cultural Organization. (1974). *Recommendation concerning Education for International Understanding, Co-operation and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms.* (<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/recommendation-concerning-education-international-understanding-co-operation-and-peace-and-education>)

⁵⁹ UNESCO. (2023). Revision of the 1974 Recommendation concerning education for international understanding, co-operation and peace and education relating to human rights and fundamental freedoms. (<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000386924?posInSet=1&queryId=88262d97-74b6-4100-bd33-8cc96a779989>)

の政策や立法的措置を講じるよう再び求めたほか、1974年当時には重要視されていなかった多様なステークホルダー（国連を含む国際機関・NGO・市民社会等）との協働に関する言及もある。

これらの勧告を通してユネスコは平和の構築に関する理念を起草し、運用に努めてきた。

なお2024年の未来サミットにおいては、成果文書である“Pact for the future”のなかで、軍縮・不拡散の教育同様、平和の構築の教育についても直接的な言及は確認されなかった。

「教育」の課題

ここからは、この論点において実質的な争点となるであろう点について、概説する。

リアリティ

そもそも、戦闘行為や武力行使などが「慎むべきもの」「悪である」という価値観は普遍的ではない。現代の国際社会においては国家間の武力行使が平然となされるのはもちろんのこと、より規模の小さい地域的な紛争・内戦も頻発している。それらにおいては子どもや若者がまさに戦闘要員として駆り出されることもある。ポストモダンの戦争においては、戦闘行為はまさに生きるために行われる経済的活動という側面があること、さらに自分たちを善と信じ、戦争への加担は正義に基づくという文化的なナラティブを生み出しうることなどから明らかなように、マクロまたはミクロのレベルにおいて、戦争はしばしば「必要なもの」「よいもの」であるとして正当化されてしまう。

そのため、国際社会においては、軍縮・不拡散といった概念それ自体が若者にとって当然に受け入れられる価値観ではないのである。

包括と統合

これまでみてきたように、「軍縮・不拡散」と「平和構築」のいずれにおいても、様々なステークホルダーが議論に関わっている。2023年ユネスコ勧告にもあるように、これは多様化する国際社会の動向を反映したものであり、国際社会の努力の結果であると理解することができる一方で、多様なステークホルダーによる取り組みは散逸的であり、必ずしも有機的に連関しているとはいえない。特に加盟国・地域や国連などの国際機関といった枠組みに当てはまらないNGOなどの組織や、一般の市民社会などの非政府的なステークホルダーは、教育を享受する人々と近い距離で活動することが可能であるため、効果的なアプローチをできるポテンシャルを抱えている一方で、それらの取り組みが統合されていないために、国際社会全体で逸している利益もまた大きいといえる。

教育にアクセスするための教育

また、軍縮教育や平和構築教育を効果的に行うためには、リテラシーを含めた基礎教育がその前提として重要である。国連は現在、「軍縮・不拡散に関する教育」について、インターネットを通して自由に閲覧可能な教材を提供することができているが、例えば文字が読めない、あるいはインターネットにアクセスできないなどの課題がある若者にとっては、これらの政策の効果が減退してしまう。さらに、軍縮や平和構築について深く学ぶためには、過去の戦争や紛争の原因と結果、国際関係の歴史などについて理解することが必要であり、実際に軍縮や平和構築が求められる場面においては、しばしば対立する多様な価値観や意見を持つ人々との対話が必要である。このような面からは、デジタル・歴史・倫理・道徳・言語などの多様な形態のリテラシーが求められており、これに呼応する教育が必要とされている。

しかし、一般に理解できるようにして、紛争の解決・平和構築の最前線においてこのようなりテラシーを確保するための基礎教育が十分に実施されているとは言い難い。会議の前提ではあるものの、こういった基礎教育を阻んでいる要素とも向き合いながら、教育の効果的な実施について検討する必要がある。

4.2 論点2：紛争解決、平和構築における若者のインクルージョン

第一章第一節のコラムでも解説したように、2015年に提唱された「持続的平和」の概念は、従来の紛争解決にのみ平和を限定せず、紛争の予防の重要性を認識しており、そしてその達成のためには若者のインクルージョンが不可欠であるとしている。残念なことに、多くの場合紛争の解決には時間がかかり、当事者の力関係の変化や第三者の介入等に伴う情勢の変化により二次衝突などが生じるケースも多い。この論点では、紛争を解決し、当該地域において平和を構築していくために若者がどのような役割を果たし得るのか、どのように若者の意見を包含すべきなのか議論していただく。

これまでの解説でも言及したように、YPSアジェンダの実施において現状各国が合意するガイドラインは存在しない。また、第三章でふれた通り、国際的に実施されたプログラムの多くは教育や若者の連帯の促進にフォーカスしたものが大半であった。しかし、事務総長によるレポートや過去の安保理・総会決議で繰り返し述べられているように、軍縮、不拡散、平和構築における若者のインクルージョンのためには、各国が主体となって実施していく必要がある。

本論点を考えるにあたって、自国あるいは自国と関係の深い国々が抱える情勢を理解し、当該情勢や国/地域において若者はどのように位置づけられているのかを理解する必要があるだろう。例えば、現在国内あるいは周辺国との間に不安定な情勢問題を抱える国にとっては、多くの場合当該情勢の解決は喫緊の課題だろう。自国の政府が当該情勢においてどのような立場を取り、またどのような解決を望んでいるのか考える必要がある。

また、現在国内の情勢が安定している国であっても、決して他人事ではないということは、昨今の国際情勢を見れば明らかであろう。アラブの春のように、SNSでの拡散により一国で起こっていた運動が他の国にも広がっていく可能性や、ロシア・ウクライナ問題、イスラエル・パレスチナ問題のように、周辺国や同盟国の情勢が自国の安全保障に多大な影響を及ぼす可能性が考えられるだろう。さらに、これまでも危惧されてきたように、インターネット上での若者のテロ組織へのリクルートが活発になれば、自国や周辺国でテロが起きる可能性が高まることも想定される。

さらに、過去に紛争を抱えていた国は自国・地域のケースから導ける結論を有することもあるだろう。

これらの情報を整理し、自国の立場を理解した上で、政策を考えるにあたっては、若者の視点が紛争解決・平和構築に包含されていない原因及びその解決策を考えていく必要がある。これらを検討する上で、YPSアジェンダの現状と課題を分析している事務総長のレポートやYPSアジェンダに取り組む団体が発表している資料などが参考になるだろう。

総会及び安保理の決議がコンセンサス採択されていることを踏まえれば、若者のインクルージョンの必要性は、全ての国が合意していると解釈できるだろう。しかし、その具体的政策や各国による実行方法に関する議論は停滞している。このアジェンダ自体がまだ発展段階にある事を考えれば、今会議において目指すべき着地点もおのずと見えてくるだろう。

4.3 アウトオブアジェンダ

本会議では、以下の事項をアウトオブアジェンダ、すなわち議論対象外とする。なお、正式及び詳細なアウトオブアジェンダは後日配布の会議細則に従ってほしい。

- 平時⁶⁰における若者の政治参加特化した議論
- 特定の国、地域の事例に特化した議論
- ジェンダー・宗教その他特定の属性を持つ若者に特化した議論
- 総会のマンデートを逸脱する議論

⁶⁰ ここでは紛争・戦争時以外の状態を指す言葉として「平時」を使用しているが、何を紛争と見なすかは各国によって異なることに留意されたい。

第五章 会議準備の手引き

本章では、会議準備をするにあたって特に留意してほしい事項や、今後リサーチを進める際に特に有益と思われる資料について記載している。会議参加についての重要な事項も含まれているので、会議準備を進める前に一読することを推奨する。

5.1 Further Research

本章の最初では、本書を一読したのち、次に取り組むべき問いを提示する。以下の問いに答えようとしながら会議準備に臨むことで、設定された論点の趣旨に適合した国益の設定に繋げることができるだろう。

1. 軍縮・不拡散・平和といった諸概念のための教育において、若者はどのようにしてその効果を最大限に享受することができるだろうか？
2. 上記の諸概念を達成するための行動（紛争解決・紛争予防・平和構築など）において、若者が果たすことのできる独自の役割とはなんだろうか？また、理想的にはどのような役割を果たすべきだろうか？
3. 上記の諸概念と若者はどのように連関しているだろうか？また、この先の未来において、どのように連関していることが望ましいだろうか？
4. 国連・国連加盟国・地域機関・非政府組織・市民社会などの多様なステークホルダーは、上記諸概念への若者の関与をどのように支援することができるだろうか？

5.2 国益・政策を考えるにあたって

本書をここまで読み進められた皆さんは、今後会議準備を進めることになるだろう。以下に会議準備の各フェーズで考慮すべき事項の一部を掲載しているので、会議準備に困った場合には、以下の内容を頼りに思考を深めてほしい。

議題理解・国益策定について

今回の会議が扱う領域は一見非常に広範のように思えるから、参加者の多くは、この議題を非常に取っ付きにくいものだと思われるかもしれない。しかしながら、臆することは何もなく、この会議においては、参加者の皆さんの生活に密接に関連した、あるいは関連したかもしれない点について議論が交わされることになるからである。

この会議で取り扱う議題は、皆さんの持つリアリティに対してあまりにも広い領域を扱っている。すなわち、皆さんが歩んできたこれまでの人生における価値観だけでは理解できない問題も多いはずであるから、我々はまずその点に自覚的になる必要がある。各国の若者が抱える課題は各国の若者が置かれている文脈に従って理解されなければならない、それは異国

の若者たる人々にとっては理解しにくいものであるが、それを理解する努力こそが参加者の皆さんに求めているものである。

また、本年度の予選会における構造と同様に、この会議のみにおいて問題を根本的に解決することはできないのであるから、国益を推定し、それを達成しようとするには長期的な視点が欠かせないことも付言しておかなければならない。

政策の立案について

一般に政策を立案しようとする時、その政策は何のためにあるのだろうか。また、その政策がこの会議において提案される意義はなんだろうか。政策を立案しようとする際には、まず、これらの問いに答えなければならない。

意義のある政策というものは、必ず特定の問題に対応するものである。では、ここでいう問題とはなんだろうか。筆者の理解では、政策における「問題」とは、「理想状態と現実との間のギャップ」を意味する。そうであるところ、政策を立案するプロセスにおいては、

1. 理想状態と現実を定義する
2. その間にあるギャップを問題として特定する
3. その問題に対応する政策を立案する

という3つの段階が存在することになる。とはいえこれはあくまでも単純化したプロセスであるから、実際にはより緻密な思考の過程が必要であることは言うまでもない。特に問題を特定する過程ではまず問題が解決可能であるかどうかを検証しなければならないし、効果的な政策を講じるためには問題もまた精密に分解され、特定される必要がある。

また、問題を解決できる政策は意義があるといえるかもしれないが、それが今会議において提案すべきか否かはまた別問題である。提案する政策は国際会議において提案されるべき意義があること、つまりみなさんの担当国のみならず、国際社会にとっても利益をもたらす必要があることに留意されたい。

参考文献

①書籍

J.ガルトゥング・藤田明史編著.(2003).『ガルトゥング平和学入門』.法律文化社.

②論文など

外務省.(2002).「わが国の軍縮外交」.

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2002/index.html

金恵京.(2020).「国際テロリズムにおける変遷と課題」危機管理学研究(4), 120-126.

https://www.nihon-u.ac.jp/risk_management/pdf/research/bulletin/202003_chap4_kim.pdf

国立国会図書館 調査及び立法考査局 外交防衛課.(2012).「国連平和構築委員会の動向—設立5年後の見直しを経て—」レファレンス, 738. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3509073_po_073804.pdf?contentNo=1

Dorothea Schiewer. (2024). *From Policy to Practice: Meaningful Youth Participation in Peacebuilding*.

<https://www.swisspeace.ch/assets/publications/Essentials/20240606-Essential-Youth-participation.pdf>

Inter-Parliamentary Union. (2023). *Youth Participation in National Parliaments: 2023*. (<https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2023-10/youth-participation-in-national-parliaments-2023>)

United Nations. (2010). *World Programme of Action for Youth*.

<https://www.un.org/esa/socdev/unyin/documents/wpay2010.pdf>

United Nations Children's Fund. (2011). *THE ROLE OF EDUCATION IN PEACEBUILDING A synthesis report of findings from Lebanon, Nepal and Sierra Leone*.

https://educationanddevelopment.wordpress.com/wp-content/uploads/2014/11/eepect_peacebuildingsynthesisreport.pdf

United Nations Development Programme. (2019). *The Role of Education in Building Peace*.

<https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/migration/lb/13ed09d436b0d9de6425b89c01fc29a6d2ae546125fe0ac82a97c33b2320684b.pdf>

United Nations Inter-Agency Working Group on Disarmament, Demobilization and Reintegration. (2010). *Operational Guide to the Integrated Disarmament, Demobilization and Reintegration Standards*.

<https://peacekeeping.un.org/sites/default/files/operational-guide-rev-2010-web.pdf>

UN Women. (2018). *YOUNG WOMEN IN PEACE AND SECURITY: AT THE INTERSECTION OF THE YPS AND WPS AGENDAS*.

<https://eca.unwomen.org/sites/default/files/2023-03/Research-paper-Young-women-in-peace-and-security-en.pdf>

③国連決議等

本文及び脚注に上げたもの

④議題解説書

National Model United Nations. (2023). “General Assembly First Committee Background Guide”

<https://www.nmun.org/assets/documents/conference-archives/new-york/2023/ny23-bgg-guide-1-nmun.pdf>

⑤ウェブページ

一般社団法人平和政策研究所. (2024). 「フランスの軍事介入の失敗とマリ分裂の危機」. <https://ippjapan.org/archives/8223>

外務省. (2023). 「軍縮・不拡散と我が国の取組（概観）」. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fukaku/torikumi.html>

外務省. (2017). 「国連における軍縮・不拡散への取り組み」. https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_cd/gun_un/gaiyo.html

外務省. (2023). 「国連南スーダン共和国ミッション United Nations Mission in the Republic of South Sudan (UNMISS)」. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060703.pdf>

国際連合広報センター. (n.d.) 「軍縮」. https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/disarmament/

国際連合広報センター. (2023). 「国連の初代ユース担当事務次長補が、新設された『国連ユース・オフィス』のトップに就任」. https://www.unic.or.jp/news_press/info/49209/

国際連合広報センター. (n.d.). 「平和構築」. https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/peacebuilding/

内閣府. (2012). 「第35回 DDR (1) : 武装解除」. https://www.cao.go.jp/pko/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article035.html

内閣府. (2016). 「第94回『紛争後の平和構築』から『持続的な平和 (Sustaining Peace) 』へ」. https://www.cao.go.jp/pko/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article094.html

内閣府. (2023). 「第117回 国連安保理決議2250号「青年・平和・安全保障」と平和維持活動における取り組みについて：内閣府国際平和協力本部事務局 (PKO)」. https://www.cao.go.jp/pko/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article117.html

GLOBAL CAMPAIGN for PEACEducation. (2017). 「若者を強力な平和構築者として認識する」. <https://www.peace-ed-campaign.org/ja/recognizing-young-people-powerful-peace-builders/#:~:text=%E6%B1%BA%E8%AD%B02250%E3%81%AF%E3%80%81,%E3%81%97%E3%81%A6%E6%A9%9F%E8%83%BD%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>

INPS Japan. (2015). 「青年・平和・安全に関する初めての国連安保理決議」. <https://inpsjapan.com/news/first-ever-un-security-council-resolution-on-youth-peace-and-security/>

Security Council Report. (2024). *Debate on the Role of Women and Young People in the Maintenance of Peace and Security*. <https://www.securitycouncilreport.org/whatsinblue/2024/05/debate-on-the-role-of-women-and-young-people-in-the-maintenance-of-peace-and-security.php>

Security Council Report. *UN Documents for Youth, Peace and Security*. <https://www.securitycouncilreport.org/un-documents/youth-peace-and-security/>

Security Council Report. (2024). *Women and Young People in Maintaining Peace and Security*. <https://www.securitycouncilreport.org/monthly-forecast/2024-05/women-and-young-people-in-maintaining-peace-and-security.php>

United Nations. (2015). *Security Council, Unanimously Adopting Resolution 2250 (2015), Urges Member States to Increase Representation of Youth in Decision-Making at All Levels*. Meetings Coverage and Press Release. <https://press.un.org/en/2015/sc12149.doc.htm>

United Nations. (2018). *System-wide Action Plan on Youth Report* <https://www.un.org/development/desa/youth/wp-content/uploads/sites/21/2018/02/Youth-SWAP.pdf>

United Nations Department of Economic and Social Affairs. (2013). *Definition of Youth*. <https://www.un.org/esa/socdev/documents/youth/fact-sheets/youth-definition.pdf>

United Nations Department of Political Affairs. *Women Peace and Security (WPS) & Youth Peace and Security (YPS): Complementarities of the two agendas*. https://peacemaker.un.org/sites/default/files/document/files/2022/09/wps-yps-complementarities-final_0.pdf

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization. (2023). *What you need to know about UNESCO's 1974 Recommendation*. <https://www.unesco.org/en/articles/what-you-need-know-about-unescos-1974-recommendation>

United Nations, General Assembly, Establishment of the United Nations Youth Office. (2022). <https://documents.un.org/doc/undoc/gen/n22/587/26/pdf/n2258726.pdf>

United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali. <https://minusma.unmissions.org/en>

United Nations Office for Disarmament Affairs. *About Us*. <https://disarmament.unoda.org/about/>

United Nations Office for Disarmament Affairs. *The Youth4Disarmament Initiative*. <https://youth4disarmament.org/>

United Nations Office of the Secretary-General's Envoy on Youth. (2018). *Youth 2030 Working with and for young people*. <https://www.un.org/youthenvoy/>

United Nations Office of the Secretary-General's Envoy on Youth. (2024). *Youth2030 A Global Progress Report*. https://www.unyouth2030.com/_files/ugd/5c0fda_f245c3fe060345e9a60053edc99724d5.pdf

United Nations Peacekeeping. *Disarmament, Demobilization and Reintegration*. <https://peacekeeping.un.org/en/disarmament-demobilization-and-reintegration>

United Nations Peacekeeping. *Promoting Youth, Peace and Security*. <https://peacekeeping.un.org/en/promoting-youth-peace-and-security>

United Network of Young Peacebuilders and Search for Common Ground. *Translating Youth, Peace & Security Policy into Practice: A Guide to Building Coalitions*.

<https://unoy.org/downloads/translating-youth-peace-security-policy-into-practice-a-guide-to-building-coalitions/>

Youth, Peace & Security. (2022). *Implementing the Youth, Peace and Security Agenda at Country-level: A Guide for Public Officials*.

<https://fba.se/globalassets/publikationer/yps-agenda-at-country-level-guide-for-public-officials/implementing-yps-agenda-at-country-level-guide-for-public-officials---english.pdf?epslanguage=en>

Women's International League for Peace and Freedom.

<http://www.peacewomen.org/SCR-1325>

議題概説書の取扱いについて

グローバル・クラスルーム日本協会は、知的財産である議題概説書(以下 BG)の取扱いに関して、以下のように定める。

- 本BGの著作権は、作成者たる会議監督に帰属することを確認する。
- 本BGを用いた学校間での練習会議は、本大会終了まで禁止する。本大会終了後は、学校内および学校間での練習会議に本BGを用いる、あるいは参考にすることを許可する。本BGを別の会議のBG作成等に利用する場合は、出典として適切に明記することを要求する。
- 本BGを特別な用途で用いる場合は、作成者たる会議監督あるいはグローバル・クラスルーム日本協会に確認をとることを要求する。

